

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江東区辰巳三丁目7番8号

氏名 広陽サービス株式会社
代表取締役 尾崎 泰裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 1月20日

許可の有効年月日 令和 9年 1月19日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破碎 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上4種類)

イ { 圧縮 : 廃プラスチック類、金属くず (以上2種類)
圧縮・梱包 : 廃プラスチック類 (以上1種類)

ウ 溶融 : 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。) (以上1種類)

2 事業の用に供する施設(詳細は裏面のとおり)

- (1) 東京都江東区東雲二丁目10番21、23、25号
- (2) 東京都江東区新木場四丁目5番21号

3 許可の条件

- (1) 施設(1)については、作業時間は原則として6時から18時までとし、施設稼働時間は8時30分から17時30分までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 1月 20日	新規許可	
令和 元年 1月 20日	更新許可	第3回
令和 2年 10月 2日	変更届	施設(1)の一部廃止
令和 3年 11月 4日	変更届	施設(2)の稼働時間延長
令和 6年 4月 日	変更届	施設(1)の圧縮機1基の撤去、圧縮機2基及び圧縮梱包機2基の設置

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



都認定番号:5-21-C0058



(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1)施設所在地：東京都江東区東雲二丁目10番21、23、25号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.40 t/日	4.62 t/日	平成31年1月31日	-----	-----
	木くず	4.84 t/日				
	金属くず	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.00 t/日				
破 砕	廃プラスチック類	0.33 t/日	-----	平成23年 4月27日	-----	-----
	金属くず	1.05 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.41 t/日				
破 砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	14,400 本/日	平成31年1月31日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	8.47 t/日	-----	平成26年 9月 4日	-----	-----
圧 縮	廃プラスチック類	39.2 t/日	-----	平成30年10月27日	-----	-----
	金属くず	59.5 t/日				
圧 縮	金属くず(空き缶(スチール))に限る。)	6.33 t/日	-----	平成15年 6月23日	-----	-----
圧 縮	金属くず(空き缶(アルミ))に限る。)	2.84 t/日	-----	平成23年 3月11日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類(ビニールに限る。)	2.48 t/日	-----	令和 6年 2月22日	-----	-----
圧 縮	金属くず(空き缶(スチール))に限る。)	3.45 t/日	-----	令和 6年 2月22日	-----	-----
圧 縮	金属くず(空き缶(アルミ))に限る。)	3.75 t/日	-----	令和 6年 2月22日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)	11.8 t/日	-----	令和 6年 2月22日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	0.32 t/日	-----	平成15年 1月20日	-----	-----

(2)施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番21号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	14.4 t/日	14.3 t/日	平成30年12月14日	産施360号	令和3年9月24日
	木くず	11.0 t/日				
	金属くず	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	26.3 t/日				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	48.24 t/日	-----	平成30年12月 6日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)	12.84 t/日	-----	平成30年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず(スチール缶)	11.52 t/日	-----	平成30年12月11日	-----	-----
圧 縮	金属くず(アルミ缶)	7.39 t/日	-----	平成30年12月12日	-----	-----
破 砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	43,200 本/日	平成30年12月14日	-----	-----

(以下余白)